

令和6年度国民健康保険税

—みなさんの保険税が国民健康保険を支えています—

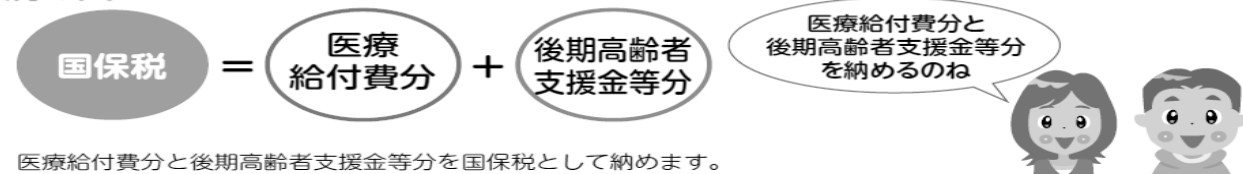
国民健康保険は、自営業の方々などが対象で、いずれの健康保険にも加入していないすべての人が加入しなければならない保険です。

国民健康保険税は、加入者のみなさんが病気やケガをしたときに安心して医療を受けるための貴重な財源です。また、40歳以上の人は、みなさん介護保険に加入し、国民健康保険に加入する40歳～64歳の人は、国民健康保険税（医療分と支援金）に介護保険分を合わせて納めていただきます。

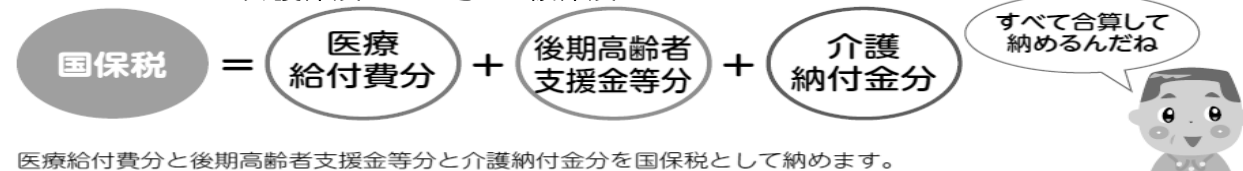
国保税（国民健康保険税）の内訳

国保税の内訳は、年齢によって異なります。

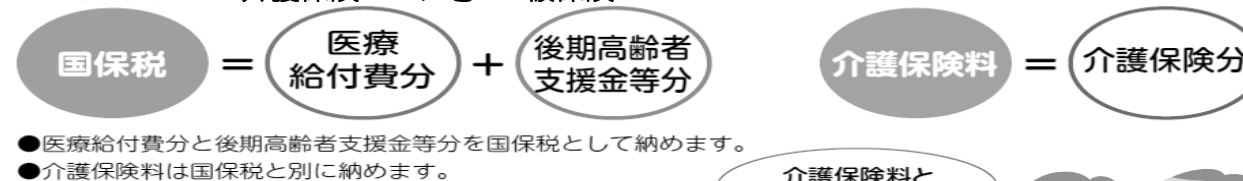
40歳未満の人



40歳～64歳の人 — 介護保険“2号”被保険者



65歳～74歳の人 — 介護保険“1号”被保険者



※年度途中で75歳になる人には、誕生月の前月分までの国保税が賦課されます。
75歳の誕生日当日からは後期高齢者医療制度に加入します。

★指定コンビニエンスストアで納付ができます。（詳しくは、納税通知書裏面をご覧ください）

特別徴収（年金からの差し引き）による納付

次のすべてに該当する人は、年金から徴収（年金差し引き）されます

- ・世帯主が国民健康保険に加入していること
- ・世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳から74歳であること
- ・特別徴収の対象となる公的年金等の年額が18万円以上であること
- ・国保税と介護保険料の合算額が、特別徴収の対象となる公的年金等の受給額の1/2を超えないこと

★来年度も引き続き年金から特別徴収となる場合は、2月分と同額を4・6・8月の年金から差し引きます。

★年金から特別徴収される世帯でも、申請により口座振替で納めることができる場合があります。

ポイント 世帯主が、4月～翌3月までの間に75歳になられる年度は、特別徴収（年金差し引き）から、普通徴収（口座振替又は納付書での納付）へ移行します。

税額の決め方

国保税の税額はどうやって計算するの？

次の3つの項目をもとに算定して一世帯ごとの国保税を決めています。世帯内に介護保険2号被保険者がいる場合は、介護分を合わせて計算します。

3つの項目	区分税率（額）			
	医療分	支援金分	介護分	備考
①所得割	8.8%	3.0%	2.5%	世帯内の加入者一人ずつについて計算します。前年中の所得から基礎控除43万円を除いた額に税率をかけます。
②均等割	27,500円	9,800円	9,800円	世帯内の加入者数に応じて計算します。
③平等割	27,000円	8,800円	6,800円	一世帯につきいくらかと計算します。

限度額	年間 650,000円	年間 240,000円 (220,000)	年間 170,000円	一世帯の最高限度額は、 合計106万円（104万円）です。
-----	----------------	-----------------------------	----------------	----------------------------------

※ 未就学のお子様については、均等割額を半額とします。

※ 出産予定の人については、単胎の場合、出産予定月（又は出産月）の前月から4か月分、多胎の場合、出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月分の所得割額と均等割額を減額します。

産前産後HP→



※ 令和5年度の課税限度額は104万円、令和6年度は106万円です。

医療分	①所得割	加入者全員の所得	×	8.8%	=		円	
	②均等割	27,500 円	×		人	=		円
	③平等割				=	27,000	円	

国民健康保険税（医療分） 円…（A）

支援金分	①所得割	加入者全員の所得	×	3.0%	=		円	
	②均等割	9,800 円	×		人	=		円
	③平等割				=	8,800	円	

国民健康保険税（支援金分） 円…（B）

介護分	①所得割	加入者全員の所得	×	2.5%	=		円	
	②均等割	9,800 円	×		人	=		円
	③平等割				=	6,800	円	

国民健康保険税（介護分） 円…（C）

（A）＋（B）＋（C）の合計が1年間の国民健康保険税です。 円

■ 税の軽減（後期高齢者医療制度の創設に伴うもの）

後期高齢者医療制度の創設に伴って、75歳（一定の障害があると認定された人は65歳）以上の人が国保から後期高齢者医療制度に移行した場合は、同じ世帯に属する国保の保険税が急に増えることなく、移行前と同程度となるように、以下の軽減措置がとられます。（＊ただし、世帯主が変更になった場合やその世帯の世帯員でなくなった場合、軽減の対象からはずれます。）

◆国保税の軽減判定を行う場合の措置

後期高齢者への移行により国保の被保険者が減少しても、移行前と同様の軽減を受けることができるように、国保税の軽減判定の際に、移行した後期高齢者（特定同一世帯所属者）の所得および人数も含めて計算し判定を行います。

◆平等割で賦課される国保税の軽減

国保世帯から後期高齢者制度へ移行することにより、国保の被保険者が一人の世帯となる場合は、医療分と支援金分にかかる平等割額を最初の5年間は1/2を減額し、その後3年間は1/4を減額します。（＊異動により1人の世帯でなくなった場合は、該当しくなくなります。）

職場の健康保険加入者本人が75歳到達により後期高齢者医療に移行し、その被扶養者であった人が国保に加入する場合は、以下の軽減措置がとられます。

◆被扶養者だった人の国保税の軽減

健康保険加入者の被扶養者から国保被保険者となった65～74歳の人（旧被扶養者）は、2年間保険税が軽減されます。（＊所得割は免除されます。均等割は半額とします。また、旧被扶養者であった人のみの世帯は、平等割も半額とします。）

■ 税の軽減（一般世帯）

基準より所得の少ない世帯には、軽減制度があります。なお、軽減判定は4月1日現在を基準とし、世帯主（国保加入者でない世帯主も含む）及び国民健康保険の加入者全員（特定同一世帯所属者を含む）が申告を済ませていることが条件です。

【7割軽減世帯】 世帯の合計所得金額が、43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯

	医療分	支援金分	介護分
均等割軽減額	19,250 円	6,860 円	6,860 円
平等割軽減額	18,900 円	6,160 円	4,760 円

【5割軽減世帯】 世帯の合計所得金額が、43万円＋29.5万円×（国保被保険者と世帯に属する特定同一世帯所属者を合わせた人数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）

	医療分	支援金分	介護分
均等割軽減額	13,750 円	4,900 円	4,900 円
平等割軽減額	13,500 円	4,400 円	3,400 円

【2割軽減世帯】 世帯の合計所得金額が、43万円＋54.5万円×（国保被保険者と世帯に属する特定同一世帯所属者を合わせた人数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）

	医療分	支援金分	介護分
均等割軽減額	5,500 円	1,960 円	1,960 円
平等割軽減額	5,400 円	1,760 円	1,360 円

- ★ 土地等を売った譲渡所得がある場合は特別控除前、営業や農業等の事業所得がある場合は、専従者控除前の金額で判定します。
- ★ 65歳以上の公的年金受給者は、年金所得から15万円控除した金額で判定します。

■ 税の軽減（非自発的失業者） ※65歳未満

平成22年度から、要件を満たす非自発的失業者の

- ①国保税は、失業時からその翌年度までの間、前年所得の【給与所得】を30%として算定します。
- ②高額療養費などの所得区分判定も、前年所得を軽減して算定します。

対 象 者
（非自発的失業者）

・雇用保険の特定受給資格者

（例：倒産、解雇など事業主の都合により離職した人）離職理由番号11,12,21,22,31,32

・雇用保険の特定理由離職者

（例：雇用期間満了などにより離職した人）離職理由番号23,33,34

★軽減を受けるには、申請が必要です。詳しくは問い合わせ先へお尋ねください。

■ 減免制度について

天災、生活困窮、病気・負傷、その他の特別な事情によりどうしても保険税を納めることが困難な場合は、申請により保険税の全部又は一部の免除が受けられる場合があります。

国保税の減免は生活状況・資産状況等の個々の実情に基づき、分納や納期限を延長しても国保税の納付が困難と認められる場合に適用される制度です。詳しくは問い合わせ先へお尋ねください。

■ 加入・脱退した場合

納め方は？

国保税は、他の市町村から転入してきた時や職場の健康保険をやめた時など、国保の資格を得た月から納めます。

手続きが遅れてしまっても、国民健康保険の資格を得た月までさかのぼって納めます。

その場合の計算はどうなるの？

国保税は、年度ごとに定められているので、年度途中で国民健康保険に加入・脱退した時は月割りで計算した分を納めます。

★社会保険等に加入された場合は、国保の喪失届の提出が必要です。詳しくは問い合わせ先へお尋ねください。

■ 保険税は必ず納期限内に納めましょう

みなさんの納める国民健康保険税は、

国民健康保険や介護保険を運営して

いくための大切な財源です。

国民健康保険は相互
扶助の制度です。
国保税を滞納すると
みんながあなたが
困ります！

令和6年度の納期は次のとおりです。

【普通徴収】

第1期 令和6年 7月
第2期 令和6年 8月
第3期 令和6年 9月
第4期 令和6年10月
第5期 令和6年11月
第6期 令和6年12月
第7期 令和7年 1月
第8期 令和7年 2月

【特別徴収】

通常の納期と異なり年金からの差し引きとなりますので、4月・6月・8月・10月・12月・2月の年金から差し引かれることとなります。

特別の事情がないのに国保税を納めないでいると、有効期限が短い保険証や一旦、医療費の全額(10割)を支払っていただく「資格証明書」を交付します。そのほか、保険給付の一部又は全部の差し止めを行います。

やむを得ない事情で納税が困難な場合は、早めに相談しましょう。

お問い合わせ先

○雲仙市役所 税務課 国保市民税班（TEL:0957-47-7795）